

2009年10月7日

報道関係の皆さま

管理職ユニオン・関西

執行委員長 本田直明

アルバイト・派遣・パート関西労働組合

代表 池埜 あずさ

## 今こそ派遣法の抜本改正を！

### 「派遣・請負トラブルホットライン」開設のお知らせ

日頃より当ユニオンにご協力いただき感謝しております。

数年来、ワーキングプア問題等として表面化してきた派遣労働者の生活問題は、昨秋来の経済恐慌により一気に噴出することとなりました。日雇い派遣労働者の中には、仕事の減少によって「ネットカフェ」にすら宿泊できず、野宿生活へと追い込まれた人も少なくありません。大手製造業等による派遣切りが横行し、とりわけ寮住まいをしていた労働者の多くが職と同時に住まいも奪われました。東京で行われた「年越し派遣村」や大阪で今年2月と5月に行われた「派遣村関西」に多くの労働者が殺到した光景は、今も目に焼きついています。こうした中、労働者の雇用と生活を脅かしている労働者派遣法の改正にむけた議論がようやく始まり、先日の民主党政権誕生により派遣法抜本改正が一気に現実味を帯びてきています。

私たちは、今こそ派遣法の抜本改正から撤廃へと進んでいかなければならないと考えております。そもそも、労働者を使用して利益をあげている会社が雇用責任を負わないとする派遣制度では、規制を強化したとしても労働者の権利を十分に保護することは困難です。直接雇用こそが労使関係の大原則であり、派遣法は撤廃すべきです。私たちは、昨今の派遣法改正に向けた動きを派遣法撤廃への第一歩とすべく、他の労働組合や関係団体・個人と連携を取りつつ、今後様々な取り組みを展開して行く予定です。

なお、派遣会社は派遣法改正をにらんで、請負への切り替えを急速に進めています。これはあくまでも雇用責任を回避したいという大手企業等の需要に応えるものであり、脱法行為に他なりません。そこで、私たちは、派遣法撤廃に向けた行動の一環として、また、派遣会社の脱法行為を許さないために、そして何よりもますます増大する派遣労働者の困難に対応すべく、来る10月15日（木）から10月17日（土）の3日間、「派遣・請負トラブルホットライン」を開設いたします。もちろん、同時に正社員、パート、アルバイト等契約の形態にかかわらず、労働問題全般にわたる労働相談には応じる予定です。

# 今こそ派遣法の抜本改正を！ 「派遣・請負トラブルホットライン」

## 開催要綱

### ■日時

10月15日（木）・16日（金）17日（土）の3日間  
午前10時～午後6時まで

### ■ホットライン電話番号

○大阪府、奈良県、和歌山県 06-6881-0781、0110（4回線）  
○京都府、滋賀県 075-353-4334（2回線）  
○兵庫県 078-360-0450（2回線）

### ■ホットライン開設にあたってのお願い

事前に「ホットライン開設」の紹介をお願いします。事前取材は何時でもお受けします。  
10月15日（木）午前10時からのホットライン開設当日の取材。

### ■問合せ（連絡先）

〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目2番5号第二新興ビル605号  
管理職ユニオン・関西 書記長 大浜和明  
TEL 06-6881-0781

〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目2番5号第二新興ビル605号  
アルバイト・派遣・パート関西労組 事務長 大橋 直人  
TEL 06-6881-0110